

6 選挙運動費用の制限と届出

1 出納責任者

出納責任者は、会計帳簿を備え選挙運動に関するすべての収入及び支出を記載しなければなりません。

また、原則として選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができません。

2 報酬及び実費弁償の支給

(1) 選挙運動に従事する者及び労務者に対して支給することができる報酬及び実費弁償の上限額は、次の表のとおりです。

選挙運動従事者、労務者に支給することができる報酬及び実費弁償一覧

区 分		報 酬	実 費 弁 償			
			鉄道賃・船賃・車賃	宿 泊 料	弁 当 料	茶 菓 料
選挙運動に従事する者	選挙運動員	支給することができない	ア 鉄道賃＝鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 イ 船賃＝水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ウ 航空賃＝航空旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 エ 車賃＝陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について路程に応じた実費額	1 夜につき 23,000 円 (食事料 2 食分を含む。)	1 食につき 1,500 円 1 日につき 4,500 円 弁当を提供した場合は、この弁当料から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する。	1 日につき 1,000 円
	選挙運動のために使用する事務員	1 日 1 人につき 15,000 円以内 (超過勤務手当は支給することができない。)				
	選挙運動のために使用する車上運動員(いわゆるうぐいす嬢等)	1 日 1 人につき 20,000 円以内 (超過勤務手当は支給することができない。)				
	専ら手話通訳のために使用する者	1 日 1 人につき 20,000 円以内 (超過勤務手当は支給することができない。)				
	専ら要約筆記のために使用する者	1 日 1 人につき 20,000 円以内 (超過勤務手当は支給することができない。)				
労務者 (人数制限はない)		1 日 1 人につき 10,000 円以内 (超過勤務手当は 10,000 円の 5 割以内) 弁当を提供した場合は、この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する。	上に同じ	1 夜につき 20,000 円 (食事料を含まない。)	支給することができない。	支給することができない。

(2) 報酬を支給することができる者の数

報酬を支給することができる者の数は、各選挙ごとに 1 日につき、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員(いわゆるうぐいす嬢等)、専ら手話通訳に使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者を通じて次に掲げる員数の範囲内です。ただし、報酬を支給する者の届出をした日から、選挙期日の前日までの期間を通じて、最大限、次に掲げる員数の 5 倍を超えない延員数、すなわち()内の人員まで、異なる者を届け出て報酬を支給することができます。

なお、「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者をいいます。このことから総括主宰者、出納責任者及び親族等特別信頼関係から選挙運動に従事する者は含まれませんので、報酬を支給することはできません。

ア 市長の選挙 12 人（異なる者の延員数 60 人）

イ 市議会議員の選挙 9 人（異なる者の延員数 45 人）

(3) 報酬を支給する者の届出・・・記載例 8 参照

候補者が文書（選挙運動員中報酬を支給する者の届出書）によって、あらかじめ選挙管理委員会に届け出なければなりません。届け出ない者に報酬は支給できません。

3 選挙運動費用の制限額

(1) 市長の選挙

制限額 = A + 固定額

A = 告示日における選挙人名簿登録者数 × 人数割額

選挙の種類	人数割額	固定額
市長の選挙	81 円	3,100,000 円

ただし、市長選挙において、A が固定額の 5 倍（15,500,000 円）を超えるときは、制限額は固定額の 6 倍の額（18,600,000 円）とされます。

(2) 市町村議会議員選挙

制限額 = A + 固定額

A = $\frac{\text{告示日における選挙人名簿登録者数}}{\text{議員定数}}$ × 人数割額

選挙の種類	人数割額	固定額
市議会議員の選挙	501 円	2,200,000 円

ただし、市議会議員選挙において、A が固定額の 2 倍（4,400,000 円）を超えるときは、制限額は固定額の 3 倍の額（6,600,000 円）とされます。

なお、制限額は、立候補届出の際にお知らせします。

4 収支報告書等の提出

届出書類記載例を参照してください。